エ　応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのＳＰＣを会社法に基づく株式会社（平成17年法律第86条）として設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次の㋐から㋒の要件を全て満たす場合をいい、この要件を満たしたＳＰＣを設立しない場合、応募グループのうちで代表企業以外の者は構成企業とする。

㋐　直近３期が債務超過でないこと。

㋑　経常収支が３期連続で赤字でないこと。

㋒　３期以上の決算を迎えていること

オ　ＳＰＣへの出資については、次の㋐から㋒までの要件を満たすこと。

㋐　代表企業及び構成企業の保有する、ＳＰＣの株主総会における議決権の合計が、全議決権の２分の１を超えること。

㋑　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

㋒　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、近畿地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

カ　応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本関係又は人的関係において関連のある者が１⑸ウに掲げる工事監理業務と１⑸イに掲げる工事業務のうち㋐既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務及び㋑工事業務を兼務して実施することはできない。また、応募企業の場合は、１⑸ウに掲げる工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。

キ　代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、近畿地方整備局と協議するものとし、近畿地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。なお、調査・設計業務の結果、国が既存ストックの所有権を取得の上、これを活用する工事を行うこととなった場合は、近畿地方整備局と協議し、近畿地方整備局の事前の承諾を得た上で、既存ストック所有者に既存ストックに係る業務を直接委任することができる。

ク　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。ただし、キに基づき、調査・設計業務の結果、既存ストックを活用することになった場合は、既存ストックに係る業務を委任する場合の既存ストック所有者についてはこの限りではない。

ケ　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。ただし、キに基づき、調査・設計業務の結果、既存ストックを活用することになった場合は、既存ストックに係る業務を委任する場合の既存ストック所有者についてはこの限りではない。

コ　上記カ、ケにおいて、「資本関係又は人的関係において関連のある者」について、詳細は入札説明書による。

⑵　応募者共通の参加資格要件　代表企業及び構成企業並びに協力企業は、次のアからクまでの要件を満たさなければならない。

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。

ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、近畿地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていれば、本要件を満たしている者とする。）

エ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

オ　第一次審査資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、近畿地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（令和２年12月25日付け国会公契第22号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

カ　京都国道事務所が本事業に関する発注支援業務を令和６年度及び令和７年度に委託した者（再委託を受けた者も含む）またはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

キ　有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

ク　上記カ及びキにおいて、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」とは、上記⑴コに同じ。

⑶　設計企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸アに掲げる調査・設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次のアからエまでの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次のイ又は事業監理業務の実績を有する者若しくは２⑷に掲げる工事企業の参加資格要件イを満足する者であれば良いものとする。

ア　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和７・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

イ　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成27年度以降公示日までに完了した業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

㋐　電線共同溝の実施（詳細）設計業務

㋑　電線共同溝の基本（概略・予備）設計業務

※共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。

ウ　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

㋐　管理技術者は次のいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門：建設―道路、建設部門：道路）

ｂ　国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路―業務：計画・調査・設計）

ｃ　土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、１級土木）（設計）

㋑　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成27年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務の実績を有する者とする。また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した